

筑後市社会福祉協議会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～ 令和8年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・取得率を50%以上にすること

女性職員・・・取得率を80%以上にすること

<対策>

- 令和6年4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）・実施

目標2：小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和6年4月～ 職員のニーズの把握、検討開始
- 令和7年4月～ 制度導入
回覧や説明会による職員への短時間勤務制度の周知

目標3：令和7年4月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和6年8月～ 職員へのアンケート調査
- 令和6年11月～ 各部署毎に問題点の検討
- 令和7年4月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修（年1～2回）及び回覧などによる職員への周知（適宜）